

〔研究ノート〕

## 平須村にみる安政期水戸藩の植林政策

\* 吉田 俊純

The Afforestation Policy of Mito han in Ansei Era at Hirasu Village

Toshizumi YOSHIDA\*

### 一 はじめに

水戸市平須の雨谷精一家文書の御用留は、ここ数年、私が主催する水戸古文書の会でテキストとして使用してきた。その理解を深めるために私は一昨年、年貢関係の史料を主として使用して、「近世平須村の年貢の変遷」を執筆した<sup>①</sup>。ここでは平須村の近世史の理解を目的としていたために、幕末維新期に限定される御用留<sup>②</sup>は、明治二年（一八六九）の「御用留」（五四）<sup>③</sup> によって農家軒数と人口を示すにとどまった。

雨谷家文書の御用留は、欠点としては難解な文字である点と、乱丁が冊間にまで及ぶ点である<sup>④</sup>。逆に利点としては藩からの布達のみでなく、その返答や関連記事、継送した御用状の包紙部分が記されていることである。したがって、通常の御用留以上に豊富な諸問題の具体的な村方の対応が確認できる。

本稿では、そのうちの安政期の植林政策について紹介する。植

林、とくに薪炭生産は次節で述べるように、商品貨幣経済を發展させて農村復興を実現する政策を説いた坂場流謙が強調した政策であった。それを採用して小宮山楓軒は、管下紅葉郡の復興に成功した<sup>⑤</sup>。

しかし、水戸藩における植林政策と薪炭生産が大きく取り上げられることはなかった。たとえば、『水戸市史』では右の小宮山の植林政策は、軽く紹介する程度の扱いであった<sup>⑥</sup>。天保改革期には徳川斉昭が「久慈・多賀両郡の植林を計画し」、「真弓山の北数里の間に連なる八町御立山」の植林に成功した事例が記されているだけである<sup>⑦</sup>。弘化・嘉永年間の事例としては、世楽村・上吉影村・佐才新田（いずれも現小美玉市）の植林が紹介され、「このような植林は嘉永元年（一八四八）以降もますます盛んに行われ」るようになったと述べているが、それ以上の論述はない<sup>⑧</sup>。植林事業の停滞的な研究状況は、今日といえども大勢は変わっていないのではないかと、私は考えている。

\* 筑波学院大学名誉教授、Tsukuba Gakuin University

## 二 近世、山の意義と農村復興

近世の山は、一つには採草地として肥料や飼料の供給源であった。また森林として保水のみでなく、建築材や薪炭の供給源であった。農村の自給経済を保障する大事な場所であった。しかし、近世の関東農村ではこの水準にとどまらなかった。

江戸は開府以来百年で人口百万に達し、その後も発展し続けた。消費活動は活発で、全国から米穀や商品が運ばれてきた。後進地帯であった関東で一七世紀に満足に江戸に供給できたものは、米穀と薪炭くらいであったという。薪炭は家庭用の炊飯や暖房から工業用のエネルギーまで、用途は多様であったから膨大な消費量であった。それもつねに増加傾向にあった。そのために一九世紀になるころまでに、たとえば上総では「真木炭松枝東萱江戸へ商賈す。一国大木伐尽し、皆小木多し。平原多く野火多し」(『国用秘録』上35)、また相模でも馬入川より「北江戸の方諸木伐尽し、皆小木多し」(『国用秘録』上36)の現状になっていた。薪炭生産のために木が伐り尽くされてしまったのである。こうした状況はこの二国だけでなく、江戸近郊はみな同じだったと展望できる。

常陸でも水戸藩領を含む水郷地帯では、一七世紀以来、薪を江戸に出荷していた。水郷地帯から江戸に向かう荷船の荷物は、米について薪であった。いったい、江戸に近い関東の平地林が禿山になってしまった理由は、植林をしなかったからである。事情は一八世紀になると変わり始める。たとえば、下志筑村(現かずみがうら市)の中島家は、宝永三年(一七〇六)以来、植林をして江戸出しの薪を大量に生産して栄えた家である。<sup>10)</sup>

気候的条件も悪く、技術的にも劣っていた関東農村は、商品貨幣経済がなかなか発展しなかった。そのため増税の下、享保以降、

次第に疲弊した。天明の大飢饉以後はまさに荒廃状況になった。そうしたなかにあっても、大消費都市江戸に近い地の利を活かして、一八世紀以降、商品貨幣経済が着実に浸透していった。とくに寛政以降は確実に発展するようになり、復興へ向かうようになる。水戸藩においてもこの政策を説く者が現れた。坂場流謙である。

流謙は三〇年にわたる郡方役人の実績の上に思考した。そのうえ、寛政一年(一七九九)から畿内・西国の先進地帯へ産物調査に行き、「其地相応の産物」(『国用秘録』上27)がある先進地帯は豊かであることを理解していた。流謙は、「都て売先きの広キ品を國中へ産物ニ教諭して弘て、民を富し貧民ならしめ度も也」(『国用秘録』上88)と、たんに「其地相応の産物」でなく、「売先きの広キ品」、すなわち大量に消費される産物をもつことを説いたのである。流謙の具体的な成案は、主として養蚕と植林であった。養蚕については、「御國中百姓家六万軒あり、此内一万軒浜方魚漁ニて、蚕飼方不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>、残五万軒ニて一家五両ツ、年々式拾五万両取上ルなり。拾両ツ、取上候ハ、五拾万両ツ、年々他国より入金入<sub>レ</sub>之は、永久富饒之國なるべし」(『国用秘録』下76)と述べている。植林に関しては建築材のみでなく、薪炭材に着目し、榎くぬぎに関して、「海辺市町城下近き所、江戸京大坂繁花の地近所ニて、成長早く金銭取入ル事廻り近く、民のたすけ二成ルもの也」(『国用秘録』上219)と述べている。

流謙の商品貨幣経済を發展させて農村を復興させる政策を採用したのが、小宮山楓軒であった。寛政一年に荒廃した南郡地域を復興させるべく郡奉行に任命された楓軒は、流謙を下役に招いて復興を図った。産物として導入したのは、主として薪炭材の松と榎であった。松は江戸に近い南郡では北郷に比べて、三倍から

五倍も値段が高かったので、藩有林である御立山に植えた。百姓の持山である分付山には、一〇年で成木になり、伐り取っても薬がはえて手のかからない桐を植えた。楓軒は江戸に近い、水運も発達していた南郡の内、管下紅葉郡を、江戸出しの薪炭生産地帯に育成することで、復興させたのである。

### 三 平須村と山

平須村は水戸の中心から南へ六キロほどの丘陵地帯にあった。天保検地では村高三〇四石二七三(内田方二三三石八七九)、面積で四〇町四反八畝九歩に打ち出された。農家軒数は五二軒であった。ただし、このほかに水戸領の穢多の頭である小松崎五兵衛とその配下の二軒があった。彼らは天保検地のときに村内田向井に強制移住させられた。そのうえ所持田畑は見取田畑として別扱いにされて、差別的な重年貢を賦課された。そのような事情なので、彼らの所持田畑は一般の村民の田畑と入り交じっていた。その高は田畑七七石六〇五(内田方二石二五五)であった。したがって、正確な平須村の村高は、三八一石八七八であった。面積に直すと、六〇町歩ほどであろうか。

これに対して天保一四年(一八四三)の「平須村御立山町歩改元下帳」(六六〇)によると、平須村には一五六町八反六畝一七歩の御立山があった。このうち「掃山」が三二町九反一畝一〇歩ある。これは「御払」の対象になる山で、たんに下草や倒木の御払を受けるだけでなく、日常的に村民が薪炭生産のために利用できた山であろう。このほかに荒畑が一五町八反一畝一二歩あり、このうち一〇町七反五畝一八歩が山林である。ほかに荒田が一町九反九畝二六歩ある。ここにいう荒田畑とは、天保検地のときに検

地帳に登録されなかったけれども、再開発が可能な荒田畑と認められた分とみなせる。

分付山は確認できなかったが、平須村には広大な御立山があったのである。水戸の近郊にあった平須村は、この広大な山林の恩恵でかつては豊かな村であった。天明二年(一七八二)、荒廢下にあつて御救を願った「乍レ恐書付を以奉レ願上レ候事」(六六五・六六六、ほぼ同文の二通)は、盛時の平須村を、次のように述懐している。

元来当村之儀は近郷御見合も無し之高免にて、田畑手余分入作二仕候ても、御年貢丈ニ入付之場所は、当分にては一向無レ之候。畢竟先年は御立山広、下萱下振之御払并御払木等も、村内暮春渡世程ニは年々被レ仰付一候様成儀にて、鹿土地不相応之高免にて、村立相応ニ御百姓相勤、其比は下人等召仕候者余程御坐候。

平須村は年貢の重い村であったが、御立山の下萱や御払木のおかげで、奉公人を雇う者が何人もいるほど豊かな村であった。平須村は御立山からの萱と木(後者が中心で薪と認められる)で繁栄していたのである。ただし、右の史料は重い年貢であったけれども、山の恩恵で豊かであったと述べているが、それは正確ではない。年貢を通常より重くする条件として、次のように指摘される。「市場海辺産物多き所、山林多売捌方在レ之所ハ三ツ取高免ニ定べし」(『国用秘録』上276)。商品生産の活発な所である。平須村も山に産物があったので、その豊かさのために重税を賦課されたのである。

享保以降、年貢増徴政策が強行されると、平須村は急速に疲弊し、荒廢が進行した。一般に農村荒廢が決定的に深刻な事態に陥るのは、天明三年の浅間山の大爆發を契機とする天明の大飢饉以

後である。しかし、平須村はそれ以前からひどい窮状にあった。天明元年の平須村には六三軒（内五軒水呑、一軒扶持取）の農家があった。これに対して、享保一七年（一七三二）ころには八四軒の高持の農家が認められる。したがって、この五〇年間に少なくとも二六軒の農家が潰絶前になっていた。

右の天明二年の御救願は、「壹人者或は夫婦者」で「病死仕候得は直ニ絶前ニ罷成候者拾五軒」と、「武拾八軒之御百姓共も半潰同様ニ罷成、是以取統候手段無御坐」極窮人の救済を願ったものである。平須村では六八パーセントの農家が、潰絶前の危機にあった。残りの農家も「立百姓之儀も近年困窮」、「役人共困窮仕、自分々之上納仕兼」る現実であった。かつて奉公人を雇った富裕層も、「下人召仕候者更ニ壹人も無御坐」といなくなった。それどころか、「武拾ヶ年程以前迄は男女召仕候者、近年身売奉公ニ罷出居候者も御坐候」現実であった。山からの恵みは、どうなったのだろうか。天明二年の御救願は、明確に次のように説明している。

当時は御立山御払木格別少く罷成、其上下萱は一向生不<sub>レ</sub>申、  
下振は<sub>したどり</sub>緞御払有<sub>レ</sub>之候<sub>と</sub>也、上下御町にて買人決て無<sub>レ</sub>之世  
風ニ罷成、

すなわち、御立山の御払が激減したのと、城下町水戸で買わなくなったためであった。水戸で売れなくなった理由は、荒廃の進行するなか、年貢収入が減って不況になったためとみなせる。また御立山の御払が激減したのは、植林をしないので利用が許可されている御立山の木が伐り尽くされたためであろう。

それなりの対策も立てられた。たとえば、残された指銭帳の小払の項をみると、宝暦八年（一七五八）に郡方役人の外岡文平が一月九日から一泊で、「村々分附山御伐渡御用」で来村した（宝

暦八年「指銭帳」（二二六）。安永五年（一七七六）に郡方役人谷田部与一衛門が一月二日から一泊で、「村々へ分附山渡被<sub>レ</sub>成候御用」で来村した（安永五年「指銭帳」（二二八）。前者は「御伐渡」とあるから、藩が年貢の代わりに分付山の木を切ったのかもしれない。分付山を百姓が持つということは、経営の危機のときに山の木を売ること救われるという利点がある。しかし、荒廃の進行を阻止できなかった分付山の分与は、詳細は不明であるが、有効な対策にならなかったといえる。

また、明和六年（一七六九）に郡方役人永井長衛門が「当村御立山杉苗植立御用」に、二月二九日から二泊で来村した（明和六年「指銭帳」（二二七）。即効性のある薪炭材でない杉であることと、右の御救願と照らし合わせて、有効な対策でなかった、とみなせる。

文化二年には「御立山松苗御植立御用」に、一月二六日から一泊で見川村と鯉淵村の大山守が来村した。さらに杉苗の植立御用で四月一二日から三泊で鯉淵村の大山守が、そして見川村の大山守も翌日から一泊で来村した（文化二年「指銭帳」（二二二）。平須村は南郡の内、浜田郡に属するが、この時期は南郡の内、紅葉郡の郡奉行になった小宮山楓軒の植林政策の影響が、隣の郡の浜田郡にも及んだことは十分考えられる。そのうえ、この植林事業を指導したのは、御立山の現地管理責任者である大山守であった。しかも、二人が計六泊もしたことを考え合わせて、かなり有効な対策であったと思われる。より重要な点は、この事業が継続されたことである。

次に確認できる文化二二年の「指銭帳」（二二二）によると、いっそう積極的である。一月二日に郡方役人永井十蔵と見川村と鯉淵村の大山守が、「御立山植立場御見分御用」に一泊で来村した。

二月五日からは「御立山御植立御用」に永井と二人の大山守が一泊で来村した。そして「御立山下脇除并御植立御用」に、四月四日から見川村の大山守が四泊で、翌五日からは永井と鯉淵村の大山守が三泊で来村している。この年の植林は、木の種類が記されなかったことから、松・榎の薪炭材を含む多様な木が植林されたと予想できる。そして、役人たちの来村の回数と宿泊日数の多さからみて、以前と違ってかなり大規模になっていると見込める。平須村においても、植林が復興のために有効な方法であると、認識されるようになったことを示している。

#### 四 歩付方住谷善次郎と平須村の山

その後、水戸藩全体としても平須村とその周辺としても、植林事業が具体的にどのように展開されたか不明である。ただ大規模でなかったとしても、着実に進められたことは間違いない。平須村においても、たとえば文久元年（一八六一）三月一二日に、小山守茂左衛門が褒賞されたことがあるかの御尋に、三月付で庄屋組頭ともう一人の小山守の四人の連名で、次のように報告している（「御用留」〔五一〕）。

平須村  
小御出  
 一 青銅一貫文 茂左衛門

右ハ当村御立山打続諸木苗御仕立相成候ニ付、尤下刈植立等年毎繁多ニ出精相勤、別て致<sub>二</sub>太儀<sub>一</sub>候趣入<sub>三</sub>御聞<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>御酒代<sub>一</sub>本文之通被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候。安政元年卯四月廿八日方、難<sub>レ</sub>有頂戴仕候。乍<sub>レ</sub>恐此段奉<sub>二</sub>書上<sub>一</sub>候。

茂左衛門の年齢は記されていないが、小山守茂左衛門の名は天保八年（一八三七）の史料にも見出せる。褒賞されるには長年の

地道な努力が必要であるから、同一人とみて差し支えないであろう。すなわち、水戸藩は天保以来、そして前節でみたように文化以来、平須村において、御立山の植林事業をある程度着実に実施していたのである。

安政年間になると水戸藩は平須村を含む水戸南部の丘陵地帯の農村で、より積極的に植林政策を展開したが、平須村の御用留で確認される。住谷善次郎は、それを担当した郡方役人であった。安政三年（一八五六）一月二〇日に、歩付方住谷善次郎は平須村庄屋に平須村の牛持安五郎を、明後日に「笠原新田御手山会所」に派遣するよう指令している（「御用留」〔四九〕）。ここではまず、「歩付方」と「御手山」の用語の意味を明らかにしよう。

万延元年（一八六〇）九月の平須村の小払の報告によると、住谷はこの年の三月一八日から閏三月二三日まで平須村に滞在して、扶持米として村方から米一斗七升五合を受け取った。その目的を「村方御立山之内御材木取御用」と記している（「御用留」〔五一〕）。住谷は御立山の伐採と製材のために来村したことがわかる。そして、右の牛持安五郎を笠原に行くように指令したことから、運送にも関与していたことがわかる。『国用秘録』上152、155では、「歩付方定法」として、「材木持送定法」と「本山宿薪札定」が記されている。後者の定は、「御立山ニて木取たる切り合こつぱ為<sub>レ</sub>取候定也」と記されている。以上のことから、歩付方とは郡奉行所の御立山担当で、その伐採・製材・運送とそれにもなう御払を、いいかえれば運用を任務としていたといえる。

ところで、右の二つの御用留では、「御手山」と「御立山」とあって、用語が違っている。なぜであろうか。私は、藩有林は御立山と称するものと思っていた。そのために御手山という用語はこれまで意識しなかった。しかも、平須村の御用留では一見、二つの

用語は意味の違いがないような並列した書き方をしている。両者の違いを具体的に解説した文献を私はみることがないが、『国用秘録』下280にある「御普請方材木壹ヶ年御入用積り」には、次の記載がある。

杉木羽板元木御国中御立山より無代にて受取、割賃道中持送り賃之儀は、上より壹里五十六七文ツ、御手山板真木付送り候見通ヲ以被<sub>レ</sub>下候筈。

御立山からの「杉木羽板元木」の運送は、御手山からの「板真木」の運賃の「見通」で、すなわち基準にして支払われると述べている。つまり、御手山で生産された材木などの運賃には定めがあった。しかし、御立山にはなかったことを示している。このことから御立山とは通常は伐採をしない、木材販売をしない藩有林で、御手山とは伐採をして木材・薪炭生産に供されていた藩有林と推測できる。ただし、次に指摘するように、広義には御立山とこの間である。前節の「掃山」が御手山に相当するのである。

住谷は三月一八日から閏三月二三日まで、平須村の「御立山之内御材木取御用」をしていた。しかし、この任務と期間はかならずしも正確とはいえない。同じ万延元年九月の平須村の小私の報告によると、住谷の下で働いた小山守の茂左衛門と雨谷佐左衛門は、前年の九月一日からこの年の八月晦日まで「新御立山廻り并諸御用ニ罷出候御扶持米分」として、米五斗六升をそれぞれ受け取っている。一泊の仕事で米五合の扶持米が支給されるから、彼らはこの間に一二日も主として「新御立山廻り」の仕事に従事したのであった。しかも、それだけではなかった。彼らは、万延元年三月一八日から閏三月二三日まで、すなわち住谷が扶持米を受けた同じ期間中の仕事として、二人あわせて七升の「村方御立山之内御手山へ諸御用罷出候御扶持米分」を受け取っている。二

人で一四日働いたのである（「御用留」(五二)）。この「御立山之内御手山」から、御手山は広義では御立山の一部であることがわかるが、彼らの二つの任務はどう違うのであろうか。

単純に考えるならば、新御立山設置の作業は安政六年九月一日に始まり、万延元年八月晦日に終了したのである。その間の万延元年三月一八日から閏三月二三日まで、住谷が御立山の「材木取御用」に來たので、二人はこの間この仕事に従事したのである。

しかし、そう単純に解釈できない。なぜならば、住谷は会所を構え、最終的に平須村を引き払ったのは四月二四日だからである。住谷が三月一八日から平須村に來たことは、次の三月一六日付平須村庄屋宛住谷善次郎御用状から確認できる（「御用留」(五〇)）。

其村御立山ニおゐて御急ぎ御材木元木、明後十八日早朝出立罷越候。請取方相濟次第、直様山取為<sub>二</sub>取掛<sub>一</sub>候条、本山共下宿之義、御立山最寄へ心掛置候様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致候。

これ以後、住谷は平須村に滞在する。赴任にあたって住谷は複数の宿泊する本山を連れてきた。さらに追達では、平須村の本山も「役所」へ来るように指示している。なお平須村には最大五人の本山がいたことが、「御用留」(五二)によって確認できる。住谷の任務が「材木取御用」であることを証明する内容である。なお、ここに「役所」とあるのは会所のことであろう。また住谷が四月二四日に平須村を引き払ったことは、そのために人足六人馬六疋を指出すように指令した、四月二三日付平須村庄屋宛住谷善次郎御用状によって確認できる（「御用留」(五〇)）。

一人足六人

一馬六疋

明廿四日御手山引払二付、前書之人馬五ツ時、雨天日送にて会所へ可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>候。

引越をするのに人足六人馬六疋の人馬を要求したことは、荷物が沢山あったことを意味する。住谷が運ばせたのは、それだけではなかった。その五日後の二九日に平須村庄屋宛の大戸村の材木運送入札に関する御用状に、彼は次のように書き添えた〔御用留〕(五〇)。

書添相違候。勝倉村より当春中其村へ引取候左木取板、会所へ相用置候所、此節酒門村にて山取にて御入用二有之候間、人足両三人指出し為取崩、式百枚都合酒門村御手山へ送候様可被致候。尤送り方之儀、清三郎へ相達計にて、明日二も送り候様可被相達候。

前の赴任地であった勝倉村(現ひたちなか市)から平須村に運んで会所に使った板二〇〇枚を、新赴任地である酒門村に送れと命じたものである。しかも、「明日二も」と急いでいる。会所の建物が必要だったからに違いない。同様に住谷は平須村に赴任した当初から会所の建物を設置して、大量の荷物を運び込んで、平須村の事業を指揮・監督したのである。長期滞在への対策である。長期の滞在期間は、住谷が平須村から扶持米をえた三月一日から閏三月二三日までの一月余でなく、四月二四日までの二月余であった。前者の期間に「材木取御用」に従事して平須村から扶持米をえたことは、次の郡奉行村田理介を介して勘定奉行所に報告した請取によっても確認できる〔御用留〕(五〇・五一)。なお住谷の名前に「様」があるのは、記載した庄屋の雨谷庄蔵がつけたものである。

請取申御扶持之事

一米壹斗七升五合

申三月十八日夕より閏三月廿三日朝迄

右ハ平須村御立山御材木取立合御用罷越候節、右村より請取

申候。仍て如件。

南御郡方歩付方組

万延元年 住谷善次郎様

申閏三月

村田理介様

御勘定所

そこには同じ期間の小山守の扶持米の請取の勘定奉行所への報告も記されている。しかし、それ以後の期間の住谷の報告は記載されていない。一方、前年九月からこの年八月までの分、小山守一人あたり五斗六升の扶持米は、次のように河和田村大山守高倉新五左衛門から平須村庄屋へ、この年に請取の確認書が提出されている〔御用留〕(五一)。

請取申御扶持米之事

米五斗六升

米五斗六升

右平須村新御立山御山廻り□九月一日より申八月晦迄之内、諸御用度〳〵罷出候日帳之面を以、例之通り御扶持米被置、居村より為請取申候。

ここでは米高の下に人名がないが、五斗六升であることなどから小山守の茂左衛門と雨谷佐左衛門の名前が省略されているとみなせる。

なぜ、三月一日から閏三月二三日の分の平須村から支給された住谷と小山守の扶持米は勘定奉行所に報告されたのに、前年九月からこの年八月までの分の小山守の扶持米はそうではなくて大山守の確認書になったのであるのか。それ以上に閏三月二四日以降の住谷の分の記載は、なぜないのであるのか。記載がない理由は、村方から支給されなかったことを意味する。住谷はこの間、

平須村にいた。扶持米が出なかつたということ、水戸から六キロの所だから通勤していたとも考えられるが、そうではない。たとえば閏三月二五日に吉田村庄屋宛御用状に住谷は、「平須村御手山詰」と居所を記している。「詰」とある以上、宿泊していたのである。

理由は三期間で職種が違っていたことが考えられる。第一期の安政六年九月一日から万延元年三月一七日までは、小山守が新御立山を設置するために準備作業をした。第二期の三月一八日から閏三月二三日までは、次節で述べるように植林をした時期とほぼ重なりと認められる。それ故に、たしかに住谷の任務は「材木取御用」と書かれ、また赴任にあたって多数の本山を集めた。それは植林のための伐採であり「材木取」なのであろう。また、この期間の職務が「材木取御用」と記された理由は、この仕事は歩付方の仕事の典型であつたからと考えられる。

閏三月二四日以降は、主要な任務が終了したのちの残務整理である。残務整理とは、一つには製材である。たとえば、住谷は四月一日に上戸村辻村築地村（いずれも現潮来市）の本山たちの前挽などの道具を、「平須村御立山にて御材木取御用相済」なので村送りするように命じている。また同日に完倉村（現かすみがうら市）の本山利介の前挽などの道具を村送りするように命じている（「御用留」(五〇)）。ほかに材木の運送などが考えられる。そして、彼は残務整理が終わつた段階の四月二四日に、次の赴任地である酒門村に移動したのである。一方、平須村の二人の小山守は残務の一つである苗木の成育を見守る「山廻り」を、八月晦日まで続けたのである。

右の解釈を補うものとして、これまで「御立山」「御手山」「新御立山」の三種の用語を使用してきたが、この三種の山は同じ場

所の山と認められることである。なぜならば、平須村の小私の報告では住谷の山は「御立山」であつたが、二人の小山守の山は「御立山之内御手山」であつた。同じ期間に、しかも小山守は彼の下で働いたことは疑いがないから、正確には住谷の山も御手山だったのである。彼自身も、たとえば右のみたように四月二四日に村方を引き払う旨を伝えた平須村庄屋宛御用状に、「御手山引払」と表現していた。さらに小山守が第二期の前後一年間「山廻り」をした「新御立山」も、この年の植林予定地が次節でみるように一か所面で積が一一町三反もあり、また第二期にほかの郡方の役人が来村していないことからみて、別の山と考えるよりは、一連の事業とみるほうが自然である。

安政六年九月から万延元年八月にかけて、平須村では新御立山設置のための事業が実施された。それは第一期の準備と第二期の植林と第三期の残務整理と、三期に分かれていた。これにしたがつて、平須村の扶持米の扱いも違つたのである。

御手山の植林は村方にとって利益になるから、必要経費は村方の負担となつた。この事業の中心は第二期にあつて、郡方から歩付方の住谷が派遣された。村方からその期間の扶持米を受け取つた彼には、その報告義務があつた。それにともない同時期に彼の下で働いた小山守の分も報告されたのである。その前後一年の期間の小山守の扶持米支給が、大山守の確認を必要とした理由は、村方の事業といつても御立山の現地管理責任者は大山守であり、小山守はその支配下にあつたからである。この場合、小山守は住谷の指揮下にはいなかつたと認められる。第三期に住谷が村方から扶持米を支給されなかつた理由は、仕事が製材と運送にあつたからであろう。木材が村方に払い下げられたとの記載はないから、村方に利益をもたらさないこの仕事は、藩の事業として実施され



たのである。

右に平須村に会所を構えて二月余も滞在した住谷と山との関係  
を考察した。この考察に不利な点が二つある。第一は歩付方の職  
務に植林があることを明示した史料がない点である。しかし、御  
立山の運用を職務とする歩付方にとって、その基礎である植林は  
重要な職務であったとみなしてよいであろう。より不利な点は、  
住谷は「材木取」に来村したと書かれていても、植林のためとは  
一切書かれていない点である。私は右に植林とかかわる「材木取」  
であり、歩付方の仕事の典型だったのでそう書いたのだろうと推  
測したが、この事業の核心となるだけに問題である。しかし、次  
節に述べるように彼が来村した第二期ころに、平須村では植林が  
大規模に実施されている。この事実こそが、住谷の本当の目的を  
物語っているのではないだろうか。

## 五 安政七年Ⅱ万延元年の植林事業

安政七年（一八六〇、三月に万延に改元）二月四日の鯉淵村大  
山守江幡八郎衛門の「当春」「植立」の木数調査に、二月付で平  
須村庄屋雨谷庄蔵と小山守二人は連名で、次のように答えている  
〔御用留〕（五〇）。以下、本節ではとくにことわらないかぎり、  
この御用留が出典である）。

平須村

□□□□村内溜池淵より前田境十文字迄

□□□拾壹町三反歩

此人足式拾六人

一五才石松苗九百本

是八当申春御植立分

卯年御預り実成苗  
一 榎苗千本

是八当申春御植立分

一 三才苗壹万八千本

一 四才松苗千三百本

是八当申春御植立分

右ハ当春杉松榎苗御植立木数并目拾反別人足積り、前書之通  
取調、無相違ニ奉書上ニ候。以上

植林される苗木は、卯Ⅱ安政二年に榎、午Ⅱ安政五年に石松と  
松、未Ⅱ安政六年に松をあらかじめ平須村が水戸藩から預かつ  
たものであった。ところで、史料のはじめの方は破損のために  
読めない。しかし、「村内溜池より前田境十文字迄」の「一か所」  
の山に植林されたことがわかる。また榎・松・杉・松は一坪に一  
本植える（『国用秘録』上219・220）から、植林する四項の本数  
二万一二〇〇本は、面積にすると七町六畝になる。これに火除地  
である焼切場や林道を想定すれば、面積の「拾壹町三反歩」は妥  
当な数値といえる。なお、この上には「新御山」と書かれていた  
と私は思う。

さらに付け加えると、右の報告の直前に抹消の横線の入った同  
様の下書がある。これを見ると松は同じであるが、石松が六〇〇  
本と少ない。大きく違うのは榎で、「榎苗貳万本」とあって、そ  
の内訳は「壹万三千五百本未御植立、四千八百本指免分、千本御  
植立分、残苗七百本」と記されている。「指免分」とは枯れてし  
まって免除されたのであろうか。また七〇〇本が残された理由も  
明らかでないが、前年安政六年の未の年に、一万三五〇〇本の榎  
の苗木が植林されたのである。この面積は四町五反である。すな  
わち、安政六年七年の二年間に、少なくとも一五町八反もの植林  
が計画・実行されたのである。この数値は先に述べた御立山の面

積、一五六町余の一割にあたる広大なものである。

この植林はいつなされたかは明記されていないが、山仕事は春（二月から三月、この年は閏三月まで）に行うのが通例である。したがって、三月一六日の住谷の来村を待つてなされたのである。閏三月になると、新しい苗が送られてくるのである。

藩から預かった苗木を植林したのであるが、預かったすべてを植林したのではない。右に「指免分」をみたが、他村に廻した分もあった。この年では三月一八日に、「御預り松苗千三百本有之趣ニ付てハ、右之分不<sub>レ</sub>残笠原新田へ引取」ので送るよう、郡方役人介川喜三郎からの布達が平須村庄屋に届いている。右の安政七年二月の植林計画の報告では、「榲苗」と「三才苗」の間に抹消の縦線が引かれて、「一四才松苗千三百本 是当申春御植立分」とある。これが笠原新田に送るよう指示された分であろう。植林は平須村のみでなく、小規模ではあったが、近隣の村々でも実施されていたから、余った分を融通しあっていたのである。この年に植林されたのは、右の分だけではなかった。閏三月になると新たな苗木が送られてきた。閏三月一日に郡方役人木村倉兵衛から、上石崎村・平須村・笠原新田・見川村・見和村に、各二万本の赤松苗を預けるので、「右木数丈ヶ畠用意可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致」との布達があった。これを受けて閏三月一〇日に、「小幡前有<sub>レ</sub>之」赤松式才伐出苗壹万本を預けるとの布達が木村倉兵衛からきた。追達には「畠之儀ハ、手当ニ相成置候事」とある。なぜ一万本に減少したのかわからない。ところで、この赤松苗は二才であった。右の「当春」「植立」予定の松は三才と四才であったから、そのうえ畑を用意するように指示しているから、この赤松苗は来年から再来年に植林されるものと認められる。

この春に植林する分も送られてきた。閏三月二三日に東野村大

山守添役木村清介から平須村庄屋に次の布達があった。

覚

閏三月廿四日米分  
一 石松苗貳千本五才

外 二五百本送り来候。

閏三月廿四日  
一 杉苗千本

外 二五拾本送り来候。

右其村御立山目拾御植立ニ相成候ニ付、石松苗明廿四日小幡より納ニ相成候間、本数等相改、請取可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候。右杉苗之儀ハ、河和田村より為ニ付送ニ候間、是又請取可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候。明後廿五日御植立ニ相成候間、人足之儀ハ例之通り唐鋸為<sub>レ</sub>持、人足込人ニ付三百本位之積りニて指出、植初メ居り可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候。

明二四日に石松苗二千本が小幡村から、杉苗千本が河和田村から送られてくるから、明後二五日に植立てるよう指示している。そして、人足は唐鋸持参で一日一人三〇〇本位を植える目論見であった。たしかにこれらの苗が送られたことは、続けて閏三月二四日付の平須村役元宛河和田村役元杉苗送り状と木村倉兵衛宛平須村雨谷庄藏小幡村石松苗請取書が記されているから確認できる。

ところで、右の引用文の最後の「植立初メ居り可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候」は、どのような意味なのであろうか。実は木村は植林の現場を見分に来る予定であった。しかし、閏三月二五日の平須村庄屋宛御用状に、彼は平須村の往還の松を西役所に渡すために朝見分に行く、この「御用至極急キ」なので、そのときに「人足共罷出不<sub>レ</sub>申候内、右木柄見分致候」と書いた。急用のために植林前の見分に変更になったのである。このことから、石松と杉の植林は大山守添役が見分に来るほど重視されたことがわかる。もちろん二万一千本の

植林は、より重視されたに違いない。そのために住谷が立ち合ったのである。

万延元年の植林がいかに大規模なものであったかをたしかめるために、翌文久元年（一八六一）の数値を左に示す。ただし、各苗の行間には夏刈分が記載されているが、省略した。そのため御立山の地名を「右」の下にカッコで示した。（御用留）（五二二）。なお「目拾」は「めひろい」で目測の意味である。

平須村

小吹嶺三角御立山之内  
一 榎苗目拾三反歩

此人足五人

右（倉藤）御立山之内  
一 松苗目拾六反歩

此人足拾人

右（飯野付）御立山之内  
一 松苗目拾五反歩

此人足八人

右（原）御立山之内  
一 松苗目拾四反歩

此人足六人

メ目拾町歩

耆町八反歩

此人足式拾九人

右は当村御立山之内下刈并当春榎苗松苗御植立□□町歩人足積り、前書之通取調無<sup>二</sup>相違<sup>一</sup>奉<sup>二</sup>書上<sup>一</sup>候。

右のように正月付で庄屋と二人の小山守の連名で、この春の植林予定を報告している。面積は一町八反であって、前年の一一町三反、直接植林した七町六畝と比べても二五パーセント弱である。なお植林した「御立山之内」は四か所であった。このことは前年の「新御立山」の植林一か所一一町三反が、特別な計画の下に実施されたことを示している。

松苗は三筆合計一町五反、一坪一本で四五〇〇本しか植林していない。預かっていた赤松苗は一万本であった。どうしたのであろうか。三月一五日付平須村庄屋宛河和田村大山守御用状によると、松苗三五〇〇本を「御預苗之内、明十六日夕方迄二見和村庄屋方へ御指出」するように指示しているから、見和村に融通したのである。（御用留）（五二二）。なお残りの二〇〇〇本は不明である。

一方、新たに送られてくる苗もあった。三月二四日付平須村庄屋宛中村倉兵衛御用状では、「松式才苗一万本」が御預になる旨、通達している。ただし、「本数丈畠手当致置」くよう指示されているから、また二才の苗木である点からしても、この松苗は翌年以降の分である。三月二七日付平須村庄屋宛中村倉兵衛御用状では、一兩日のうちに「榎苗耆万本御預」になるので、「畠用意」するように通達されている。これもまず畑に植えるので、翌年以降の分である。榎に関しては翌二八日付の中村の送り状と、二九日付の小幡村利三郎宛平須村庄屋雨谷庄蔵請取状が記載されている（「御用留」（五二二））。

安政七年＝万延元年の平須村では、新御立山を設置して平年の数倍規模の植林をした。小規模な植林は平須村と周辺の村々でも毎年のように実施されていたと展望できる。苗木はどのように入手したのであろうか。近代に至るまで農家が苗木を入手する方法として、山から苗木を採取する方法があった。かなりの数を確保できたという。水戸藩が苗木を確保するときに、各農家から集める方法を用いることがあった。たとえば、文政六年（一八二三）一、二月ころに上伊勢畑村（現常陸大宮市）は郡方役所に次のように答えている。

指上申一札之事

一 諸木苗代鏝未請取不<sub>レ</sub>申候ハ、申出候様御達有<sub>レ</sub>之候所、  
当村ニハ無<sub>レ</sub>之候。依て書付指申候。以上

しかし、こうした方法では、長期にわたって大量の苗木を確保するのは困難である。一方、『国用秘録』上220には、次の記事がある。

一 松の実壱升ニ付代百四五十文ツ、下総国笹川村辺ニて正月  
中売買あり。二月ニ至り鹿島ニて一升四百文位也。皆男松の  
実也。

——中略——

一 国木の実百文ニ四三升ツ、上石崎村鳥羽田村俵ニして日数  
永く置ク時ハ蟲付也。

水郷地帯の笹川村や鹿島では、松の実の取引がなされていた。また水戸藩領の上石崎村と鳥羽田村（いずれも現茨城町）では、榎の実の取引がなされていたと伝えている。『国用秘録』は坂場流謙が、文化年間にまとめた書である。この時期までに薪炭林が枯渇する一方、水運の便に恵まれた水郷地帯では、力強く植林がなされていたのである。また水戸藩領でも、おそらく小宮山楓軒の政策の影響が大きいと私は思うが、種と苗木の生産をする農民が現れてきたのである。この傾向は年々拡大したのである。右にみた榎苗一万本を送った小幡村利三郎も、そうした農民の一人だったのである。

## 六 その後の薪炭生産

文政年間から復興のきざしを示し始めた平須村は、天保検地以後、急速に復興する。激しい農民層分解が認められるほどである。商品貨幣経済の発展の具体相は明らかにできないが、山の復活が大きな要素になっていたことは疑いない。この点を示す事例とし

て、平須村の水戸藩への薪の上納があげられる。

城下町周辺の丘陵地帯で水戸出しの薪炭生産をしていた村々は、水戸藩への薪炭の上納を義務づけられていた。たとえば、堀村がそうであった。平須村の残された「指銭帳」（二二〇・二二六（一三四）をみると、延享二年（二七四五）分に「萱駄賃」、宝暦八年（二七五八）分、明和六年（二七六九）分、安永五年（二七七六）分、天明八年（二七八八）分、享和二年（二八〇二）分、文化二年（二八〇五）分、文化一四年分に「菅萱駄賃」、文化一二年分と文政七年（二八二四）分に「炭付掛」が計上されている。これらは平須村が水戸藩に萱と炭を上納していたことを示している。

維新时期になると、平須村は薪を納めるようになった。慶応三年（一八六七）七月一八日に平須村五郎治は、「其村御手山炭焼立并見川村御手負御立山榎割立御用太儀ニ付為<sub>二</sub>御酒代<sub>一</sub>」金二両一分を与えられて褒賞された（「御用留」（五三三））。この場合は平須村における炭と見川村における榎である。しかし、明治二年（一八六九）七月二二日には、左のように掛の雨谷五郎治と雨谷佐一郎が薪<sub>二</sub>榎の上納<sub>一</sub>によって褒賞された（「御用留」（五四四））。

平須村

一金一両一朱也 与榎 雨谷五郎治

〇〇一両式朱也 小御山等 同 佐一郎

〇〇〇榎割立方骨折致<sub>二</sub>太義<sub>一</sub>候ニ付、為<sub>二</sub>御酒代<sub>一</sub>〇書之通  
被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候条、其旨相心〇、長日御役所へ罷出、受取候様

可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相達<sub>一</sub>候。

それ以前の御用留と違って、明治二年の分には、一点一点、諸役所からの薪の請求の達が記されている。二年の御用留は最初の部分が欠けていて四月五日以降の分が残っているが、それを数え

ると督促を含めて三八回に及ぶ。諸役所を列挙すると、洪田御用長屋・春屋方・郡方役所・御台所・蔵方杉山河岸両所・厩方などである。

褒賞されるということは、長い実績を評価されたと考えられるが、どうもそう単純ではなさそうである。たとえば、一〇月一七日に郡方役人の中村孝三郎と秋山孫三から掛の二人に、次のような督促状が出されている（「御用留」(五五)）。

洪田御局所焚積木八束、去月中旬同所へ付入候様御達候振も有<sub>レ</sub>之所、右は納不足之分有<sub>レ</sub>之候ハ、早速付入、否御役所へ可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申出<sub>一</sub>候。以上

ここに「納不足之分有<sub>レ</sub>之候ハ、」と述べているのは、上納額に定額があつたことを意味している。そうだとすると、領主へ上納するのだから、定額は無料、少なくとも市価よりもはるかに安値であつたとみなされる。それは掛の二人にとつても、村としても大きな負担であつたに違いない。そのために厳しい財政難であつた水戸藩であつたが、褒賞というかたちで補助金を出さなければならなかつたのである。褒賞は普通は長期的な努力に対してか、短期的に大手柄をあげたときに与えられるものである。しかし、褒賞の文言にそれは読み取れない。また慶応三年に同様の褒賞を受けていることは、この褒賞がたんなる褒賞でなく、補助金の性格をもつものであることを傍証しているといえよう。なお二人は明治二年一二月二四日にも、「納積取扱二付」褒賞された。このときは「御仕法置地見置二付」、茂兵衛を加えた三人でも褒賞された（「御用留」(五五)）。

明治二年の平須村は、薪を水戸藩に上納する村であつた。しかも、財政難の水戸藩の要求に対応しながらと展望できる。それだけ平須村は、水戸藩に安定的に薪を供給できる村として評価され

る、実績と生産力を持つようになっていたのである。

## 七 時代的意義

後進地帯であつた水戸藩領農村も、一九世紀になるころから徐々に、天保以降は確実に商品貨幣経済が発展した。それを国産品の領外移出額で確認し、そこに占める林産物と薪炭生産の地位を確認しよう。『国用秘録』下150～152によると、寛政二年(一七九〇)の総額は九万九〇七一両余であつた。このうち「板貫木羽付木割木」は五三五九両余、「槓」は一四一二両で、林産物の合計は六七七一両余であつた。これに対して文久元年(一八六一)には総額で二八万七千七百五両であつた。このうち「炭」は四七五〇両、「槓薪」は三五九〇両、「板木材」は二万八四〇〇両で、林産物の合計は三万六千七百四〇両であつた。金額であるが、この七一年間に総額で二・九倍に、林産物で五・四倍に、そのうち薪炭で五・九倍に成長したのである。これは領外移出額であるから、領内消費販売分を含めると販売用薪炭は、もっと大量に生産されていたのである。薪炭生産を含む林産物の急成長は、寛政一一年以来、小宮山楓軒と坂場流謙によつて始められた植林政策の賜物といえる。もちろん、この政策は継続された。安政期には本稿で平須村にみたように、水戸近辺で大規模に実施されたと展望できる。それを示すのが住谷善次郎の足跡である。本稿で取り上げた限りでも、彼は安政三年(一八五六)には笠原新田にいた。万延元年(一八六〇)になると勝倉村から平須村にきて二月余逗留した後、酒門村に移動した。彼は会所の建物とともに移動したから、いずれも長期滞在であつたといえる。その任務は表向きは「材木取」であつたが、植林のための整地作業であつたとみてよいであろう。

ところで、住谷が平須村に赴任してきた万延元年三月とは、桜田門外の変のあったときであった。安政五年の違勅条約調印以来、高まり続けた尊王攘夷運動が、ついに直接行動に走るまでになったときである。平須村の植林はこのような緊迫した政治的情勢の下で実施されていたのである。発展のための地道な努力、それを指導したのは水戸藩尊攘派政権であった。そうした尊攘派政権を農民たちは支持したのである。

文久二年から慶応二年（一八六六）までの平須村の御用留は欠けている。残された慶応三年と明治二年の分には、植林の季節である春の分がない。混乱する政治情勢のなかで、植林政策がどうなったかは追及できなかつた。ただそうしたゆとりは、次第になくなっていったと展望するだけである。政治的混乱は、農民の心を水戸藩から引き離していくのである。

(1) 拙稿「近世平須村の年貢の変遷」『歴史文化研究（茨城）』第5号、歴史文化研究会（茨城）、二〇一八年。なお以下の近世の平須村の歴史に関する記述は、この論文を参照されたい。

(2) 雨谷家文書の御用留は、(4)に示すように乱丁のために分冊されているものが多い。したがって、表紙のないものが多い。そのために、史料名は表紙に記された標題を記すべきなのであるが、本稿では一般的な通称である「御用留」に統一して記す。なお便宜、ほかの史料もこの方法にしたがった。

(3) 雨谷家文書、整理番号。以下、同じ。

(4) 雨谷家文書の御用留の整理番号と記載年月を左に記す。

- (四九) 安政三年一月～二月。(五〇) 万延元年一月～七月。  
 (五一) 万延元年七月～九月。(五二) 文久元年一月～九月。(五三) 慶応三年六月～十一月・明治三年一〇月～二月。(五四) 明治二年

五月～九月。(五五) 明治二年九月～二月。(五六) 明治三年一月～六月。(五七) 明治三年六月～閏一〇月。(五八) 明治二年四月～五月。(五九) 明治四年。(六〇) 明治五年一月～三月。(六一) 明治五年六月～九月。(六二) 明治六年一月～三月。(六三) 明治三年閏一〇月・文久元年一月～二月。(六四) 万延元年九月～二月・慶応三年一〇月～二月。

(5) 拙稿「水戸藩における化政期の改革」拙著『水戸学の研究』所収、明石書店、二〇一六年。

(6) 『水戸市史』中巻(二)、六〇二～六〇三頁、水戸市役所、一九六九年。

(7) 同右書中巻(三)、五〇三頁、水戸市役所、一九七六年。

(8) 同右書中巻(四)、三九〇～三九一頁、水戸市役所、一九八二年。

(9) 『近世史料1 国用秘録上』三五頁(茨城県、一九七一年)の意味。以下、同じ。

なお史料の引用にあたっては、変体仮名を平仮名に改めるなどした。

(10) 拙稿「下志筑村の中島家」二「中島家の興隆と山」拙著『農村史の基礎的研究』、同時代社、一九八六年。

(11) この時期の水戸藩の養蚕業取立に関しては、木戸田四郎「幕末水戸藩における新産業の導入」『茨城県史研究』3、茨城県史編さん委員会、一九六五年。ただし、失敗に終わった。

(12) 大内玉江「清慎録」『日本農民史料聚粹』第十一巻、一九六頁、酒井書店、一九七三年。

(13) 『新編常陸国誌』、二二七頁、宮崎報恩会、一九六九年。

(14) 高橋裕文「皮多集団のたたかいと幕末村方騒動の激化」第四節「皮多保有田畑と年貢」同著『幕末水戸藩と民衆運動』、青史出版、二〇〇五年。

(15) 天保八年「平須村凶荒二付極困窮人共稔年賦拝借面付帳」(一〇二)。

- (16) 「茨城県史」では歩付方は、「四郡に三人の分附方を置き、一郡方役所に一年ごとに一人ずつが移動して奉行の指図で元山木挽に所要量の用材を出させた」と解説している。『茨城県史近世編』、二五六頁、茨城県、一九八五年。
- (17) 常陸大宮市文書館所蔵、上伊勢畑区有文書、文政四年「上伊勢畑村辰諸御用留扣帳」(六八一)。
- (18) 拙稿「近世堀村の歴史」四「享保二年の堀村」『筑波学院大学紀要』第11集、二〇一六年。
- (19) 乾宏巳『水戸藩天保改革と豪農』、一七二頁、「水戸藩国産品品領外移出額表」、清文堂出版、二〇〇六年。なお、この表は『水戸市史』中巻(四)、七七五頁に転載されている。